



小さな市役所のコミュニティ会議として

## 矢 沢 地 域 振 興 会

が発足しました

矢沢地域振興会 会長 押切 悟

大石市長の強い主導で進められてきた小さな市役所が、4月1日付けにより、全市26地域で統一的に一斉スタートしました。矢沢地域においても、従来の矢沢公民館を「矢沢振興センター」に改組し、市正職員2人体制のもと、生涯学習に加え、地域づくり業務、1部の窓口業務も所掌し発足、オープンしております。

生涯学習に加え、地域づくり業務、1部の窓口業務も所掌し発足、オープンしております。

小さな市役所構想には、振興センターの設置のほかに「コミュニティ会議」の設立があります。コミュニティ会議は、地域づくりの実践主体となり、市交付金の受け皿ともなるもので、地域住民で組織することとされております。

この会議の設立について、昨年度来、市の指導のもと、行政区長会が中心となって検討してきたところでありますが、矢沢地域の場合は、従来からあった矢沢地域振興協議会が、機能的にも組織メンバー的にも似かよっており、これを改組することが混乱を招かないなど、得策であるとの結論に達しました。

これをうけ、去る4月14日に開催した矢沢地域振興協議会総会において、これを改組し、同協議会の機能を引き継ぎ、コミュニティ会議固有の機能も併せ持つ「矢沢地域振興会」の設立が満場一致で決定しました。またこの時、「矢沢振興会規約」(別掲)も承認決定されております。

この規約に基づき、執行機関である役員、議決機関である代議員メンバーを決め、去る5月19日、大石市長をはじめ多くの来賓にご臨席いただき、平成19年度定期総会(設立総会)を開催し、事業計画、収支予算を決定しました。いよいよ矢沢地域振興会の本格スタートです。

矢沢地域振興会が真に目標とするところは、多くの皆さんがここに住んでいて良かったなと実感できるような地域にすることです。

その為には何が課題で、どう実践したら良いのか、これは難しいことでもあります。いずれにしても多くの皆さんに賛同を得、実践いただかなければその目的は達成できないわけですから、まずもって多くの皆さんのご意見等を伺うことが大事だと思っております。行政区長等を通じ、あるいは直接事務局(矢沢振興センター内)へ、ご意見、要望等をどんどんお寄せください。矢沢地域振興会としても誠心誠意応えてまいりたいと思っております。

今後ともよろしくご指導、ご支援いただきますようお願い申し上げます、矢沢地域振興会設立のご挨拶といたします。



# 矢 沢 地 域 振 興 会 規 約

(目 的)

第1条 この会は、住民参加のもと活発な地域活動を行い、健康で豊かな住みよい地域づくりに資することを目的とする。

(名 称)

第2条 この会は、矢沢地域振興会（以下「本会」という。）と称する。

(事 務 所)

第3条 本会の事務所は、矢沢振興センター内に置く。

(事 業)

第4条 本会は、その目的の実現に資するため、次の事業を行う。

- (1) 地域福祉の向上に関する事
- (2) 環境衛生に関する事
- (3) 生活道路等土木環境整備に関する事
- (4) 交通安全に関する事
- (5) 防犯に関する事
- (6) 教育、文化の振興に関する事
- (7) 体育の振興に関する事
- (8) 農林業の振興に関する事
- (9) 商工観光の振興に関する事
- (10) その他本会の目的達成に資する事業

(役員及び代議員)

第5条 本会に、役員として理事18人以上22人以内及び監事2人を置くものとする。（別表1「矢沢地域振興会役員名簿」）

2 役員は、矢沢地区内の行政区長、主要な団体等の代表者及び学識経験者の内から、役員会において選出する。ただし、その選任に当たっては、総会の承認を得なければならない。

3 本会に、顧問若干名を置くことができる。顧問は、会長が委嘱する。

第6条 本会に、代議員を置き、総会を構成する。（別表2「矢沢地域振興会代議員名簿」）

2 代議員数は28人以上32人以内とし、矢沢地区内の主要な団体等（理事就任団体等は除く）からの推薦及び各行政区内の自治会等から次の人数により推薦あったものを選任するものとする。

- (1) 矢沢行政区 3人
- (2) 幸田行政区 1人

(3) 高松第一行政区 1人

(4) 高松第二行政区 2人

(5) 高松第三行政区 1人

(6) 高木第一行政区 2人

(7) 高木第二行政区 4人

(8) 高木第三行政区 4人

(9) 高木小路行政区 3人

(10) 東十二丁目行政区 3人

第7条 役員及び代議員の任期は2年とし、その任期の満了日は、任期2年を経過する日の直近の定期総会開催日とする。ただし、補欠として選任された場合の任期は、前任者の残任期間とする。なお、再任は妨げない。

(役職及び部局)

第8条 本会に、理事の互選により、次の役職を置く。

(1) 会 長 1名 (2) 副会長 2名

(3) 部局担当理事 各部局1名以上

第9条 本会に設置する部局及びその所管する業務は、次のとおりとする。

(1) 総務企画部 総務企画及び他に属さない事項に関する事

(2) 地域福祉部 地域福祉、民生児童に関する事

(3) 女性部 女性及び地域婦人会等に関する事

(4) 環境衛生部 環境公害、公衆衛生に関する事

(5) 土木環境部 道路等の環境改善に関する事

(6) 防犯部 防犯に関する事

(7) 交通安全部 交通安全に関する事

(8) 教育振興部 教育・文化の振興に関する事

(9) 体育振興部 体育の振興に関する事

(10) 農林振興部 農林業の振興に関する事

(11) 商工観光部 商工観光の振興に関する事

(12) 事務局 庶務、会計に関する事

(役職員の職務)

第10条 役職員の職務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときこれを代理する。

(3) 部局担当理事は、所管する業務に係る企画立案及び業務執行の担当責任者となる。

(4) 監事は、本会の会計を監査し、役員会において報告指導するほか、総会においてこれを報告する。

(5) 顧問は、本会对し助言指導支援を行う。  
(会 議)

第11条 本会の会議は、総会及び役員会とする。総会は、定期(年1回・4月)に開催するほか、臨時に開催できる。役員会は、随時に開催する。

2 会議は、会長が召集する。

3 総会の議長は、その都度出席した代議員の中から選出する。役員会の議長は、会長が行う。

4 会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。

(会議の付議事項)

第12条 総会に付議する事項は、次のとおりである。

- (1) 事業計画及び予算に関すること
- (2) 事業実績及び決算の承認に関すること
- (3) 規約の改廃に関すること
- (4) 役員承認に関すること
- (5) その他重要な事項

第13条 役員会は、本会の執行機関であり、その付議すべき主な事項は、次のとおりである。

- (1) 総会に付議する事項に関すること
- (2) 本会規約に基づき策定する規定等に関すること
- (3) 重要な業務の執行に関すること
- (4) その他必要な事項

(会 計)

第14条 本会の経費は、市交付金、会費及びその他収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(補 則)

第15条 本規約のほか、本会の運営上必要な事項は、役員会において別に定める。

(附 則)

1 この規約は、平成19年4月14日から施行する。

2 平成19年度の役員及び代議員の任期は、第7条の規定に関わらず、1年とする。

3 矢沢地域振興協議会規約(昭和60年1月14日)は、平成19年4月14日に廃止する。

(別表1) 矢沢地域振興会役員名簿 (敬称略)

理事(20人) (役職名)	氏 名	
会長	押切 悟	東十二丁目行政区長・前公民館長
副会長	神山 儀悦	高松第三行政区長 区長会長
副会長	八重樫利美	高木小路行政区長 区長会副会長
事務局	佐藤 和見	高松第二行政区長
総務企画・ 地域福祉部	川村 英夫	矢沢行政区長
総務企画・ 体育振興部	佐藤 幸也	幸田行政区長
総務企画・ 土木環境部	渡辺 進	高松第一行政区長
総務企画・ 環境衛生部	佐藤 庄一	高木第一行政区長
総務企画・ 交通安全部	富澤 博行	高木第二行政区長
総務企画・ 防犯部	白藤 敬造	高木第三行政区長
地域福祉部	佐藤 喜重	花巻市社会福祉協 議会矢沢支部長
女性部	川村 せつ	J A矢沢女性部長
環境衛生・ 土木環境部	多田 久穂	矢沢地区公衆衛生 組合協議会長 国道等改良対策協 議会長
環境衛生部	多田 淳悦	太田油脂悪臭対策 協議会長
防犯部	川村徹一郎	花巻市防犯協会花 巻総支部矢沢支部 長
交通安全部	小田島豊志	交通安全協会矢沢 分会長
教育振興部	佐藤 建	矢沢地区教育振興 協議会長
体育振興部	佐藤 哲男	矢沢地区体育協会 長
農林振興部	押切 新一	J A矢沢農家組合 協議会長
商工観光部	中島 昭郎	矢沢観光開発協議 会副会長

監事(2人)	鎌田 慶弥	花巻市農業委員
〃	多田 孝男	矢沢地区自治公民館連絡協議会長
顧問(3人)	高橋 浩	花巻市議会議員
〃	川村 伸浩	花巻市議会議員
〃	高橋 久順	花巻市議会議員

## (別表2) 矢沢地域振興会代議員名簿

(敬称略)

代議員(30人)	
鎌田 仁	花巻市農業委員
大木 昭郎	花巻市農業委員
菅原 与吉	矢沢地区老人クラブ連合会長
堀籠 ちゑ	矢沢民生児童委員協議会長
高橋 純子	矢沢地区交通安全母の会長
高橋 亮子	矢沢地域婦人会連絡協議会長
菊池 英雄	矢沢行政区
小原 岩雄	〃
中島 秀樹	〃
熊谷 博	幸田行政区
多田 英治	高松第一行政区
多田 良希	高松第二行政区
熊谷 一男	〃
川村 幸雄	高松第三行政区
高橋 東一	高木第一行政区
佐藤 昭彦	〃
佐藤 三男	高木第二行政区
森橋 昭夫	〃
神山 辰巳	〃
佐藤 忠明	〃
伊藤 昇	高木第三行政区
佐藤 智明	〃
中舘 政善	〃
澤田 順子	〃
古川 義助	高木小路行政区
佐藤 輝彦	〃
金 孝範	〃
佐藤 邦男	東十二丁目行政区
佐藤 徳彦	〃
押切 光雄	〃

## ●19年度事業計画

### 1. 基本方針

矢沢地域振興会は、矢沢振興センターの支援のもと、身近な地域課題の積極的な掘り起こしを行い、幅広い地域住民の積極的な協働参画による活発な実践活動を行い、健康でこころ豊かな住みよい地域づくりの推進を図る。

### 2. 平成19年度重点事業

#### (1) 地域課題把握事業

諸々の機会を通じて、真の地域課題の把握に努め、本年度、来年度以降の活発な実践活動に繋げる。

#### (2) 地区、団体要望等事業

地区、団体等の切実な事業実施要求に応え、緊急的に生活道路の簡易舗装、防犯灯の整備、カーブミラーの整備などの事業を実施する。

#### (3) 地域づくり団体活動助成事業

地域の団体等が積極的な地域づくり活動を実践する場合、それを助成することがある。

## ●当初予算

収入の部 (単位: 円)

科目	予算額	摘要
1. 市交付金	11,700,000	花巻市地域づくり交付金
2. 会費	216,000	1戸100円
3. 繰越金	290,749	矢沢地域振興協議会繰越金
4. 雑収入	251	利息等
計	12,207,000	

支出の部

科目	予算額	摘要
1. 事務的経費	1,180,000	会長・事務員手当、会議費、需用費、備品購入
2. 事業費	10,680,000	上記の重点事業(1)(2)(3)の事業
3. 雑費	100,000	
4. 予備費	247,000	
計	12,207,000	

予算の執行につきましては、今後地域の要望・緊急事業等の見積り状況から、役員会で協議して参ります。

また、予算に補正の必要が生じた場合は、規約にのっとり臨時に総会を開催いたします。

